

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び藤沢市教育長の給与
等に関する条例の一部改正について

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び藤沢市教育長の給与等に関する
条例の一部を次のように改正する。

2016年(平成28年)2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び藤沢市教育長の給与
等に関する条例の一部を改正する条例

(藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和32年藤沢市条例第
29号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附則第6項中「当分の間」を「平成28年3月31日までの間」に改める。

第2条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の1525」に、「100
分の170」を「100分の1675」に改める。

附則に次の1項を加える。

(地域手当に関する特例)

8 当分の間,第4条の規定の適用については,同条中「100分の12」とあ
るのは「100分の10」とする。

(藤沢市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市教育長の給与等に関する条例(昭和28年藤沢市条例第21号)の
一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附則第3項中「当分の間」を「平成28年3月31日までの間」に改める。

第4条 藤沢市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の1525」に、「100分の170」を「100分の1675」に改める。

附則に次の1項を加える。

(地域手当に関する特例)

4 当分の間、第4条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは「100分の10」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の藤沢市教育長の給与等に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 この条例の施行の日前に、改正前の藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び藤沢市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて、平成27年12月1日に在職していた市長、副市長及び監査委員並びに教育長に支払われた期末手当は、改正後の当該各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、一般職員の給与改定に合わせ、常勤の特別職職員及び教育長に係る期末手当の引き上げ及び地域手当の見直しを図るため、所要の改正をする必要による。